３　警察庁犯罪鑑識官は、その保管する特異行方不明者等ＤＮＡ型記録が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該特異行方不明者等ＤＮＡ型記録を抹消しなければならない。

一　前条第四項の規定による対照をした場合において、当該特異行方不明者等ＤＮＡ型記録に係る特定ＤＮＡ型が警察庁犯罪鑑識官の保管する変死者等ＤＮＡ型記録又は死体ＤＮＡ型記録に係る特定ＤＮＡ型に該当し、当該特異行方不明者等ＤＮＡ型記録に係る特異行方不明者が当該変死者等ＤＮＡ型記録に係る変死者等又は死体ＤＮＡ型記録に係る取扱死体（警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成二十四年法律第三十四号）第五条第一項に規定する取扱死体をいう。）であることが判明したとき。

二　前号に掲げるもののほか、特異行方不明者等ＤＮＡ型記録を保管する必要がなくなったとき。

第二十八条の見出し中「報告」を「報告等」に改め、同条第二項中「報告しなければならない」を「報告するとともに、第十七条第三項の規定により保管する当該受理票の写し又は身元不明死体票を廃棄しなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

３　警察庁犯罪鑑識官は、前項の規定による報告を受けたときは、第十八条第四項の規定により保管する当該受理票の写し又は身元不明死体票の写しを廃棄しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（死体取扱規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この規則の施行の際現にこの規則の施行前に行ったＤＮＡ型鑑定（この規則による改正前のＤＮＡ型記録取扱規則（以下「旧ＤＮＡ型記録取扱規則」という。）第二条第三号のＤＮＡ型鑑定をいう。以下同じ。）により身元が明らかでない取扱死体（警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成二十四年法律第三十四号）第五条第一項に規定する取扱死体をいう。）の組織の一部（以下「死体資料」という。）の特定ＤＮＡ型（旧ＤＮＡ型記録取扱規則第二条第二号の特定ＤＮＡ型をいう。以下同じ。）が判明しているとき（この規則による改正後の死体取扱規則（以下「新死体取扱規則」という。）第四条第二項に規定する場合を除く。）は、警察署長は、当該特定ＤＮＡ型に係る鑑定書の写しを警視庁、道府県警察本部又は方面本部の鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）に送付しなければならない。

２　前項の規定による送付を受けた鑑識課長は、当該死体資料の特定ＤＮＡ型その他の新死体取扱規則第四条第二項に規定する警察庁長官が定める事項の記録を作成し、これを警察庁刑事局犯罪鑑識官（以下「犯罪鑑識官」という。）に電磁的方法により送信しなければならない。

３　前項の規定による作成及び送信は、それぞれ新死体取扱規則第四条第二項の規定による作成及び送信とみなす。

（ＤＮＡ型記録取扱規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この規則の施行の際現にこの規則の施行前に行ったＤＮＡ型鑑定により変死者等資料（旧ＤＮＡ型記録取扱規則第二条第八号の変死者等資料をいう。以下同じ。）の特定ＤＮＡ型が判明しているとき（この規則による改正後のＤＮＡ型記録取扱規則（以下「新ＤＮＡ型記録取扱規則」という。）第三条第三項又は第四条第一項に規定する場合を除く。）は、警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部の犯罪捜査を担当する課（課に準ずるものを含む。）の長又は警察署長は、当該特定ＤＮＡ型に係る鑑定書の写しを鑑識課長に送付しなければならない。

２　前項の規定による送付を受けた鑑識課長は、当該変死者等資料の特定ＤＮＡ型その他の旧ＤＮＡ型記録取扱規則第三条第三項に規定する警察庁長官が定める事項の記録を作成し、これを犯罪鑑識官に電磁的方法により送信しなければならない。

３　前項の規定による作成及び送信は、それぞれ新ＤＮＡ型記録取扱規則第三条第三項の規定による作成及び送信とみなす。